

大淀町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

大淀町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大淀町は中山間地であり、それぞれの地域での農地の利用状況や営農類型が異なり、地域の実態に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。ことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえた上で、以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大淀町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する大淀町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として(10年後に目指す農地の状況等を示すものであり)、農業委員会及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和3年度末)	234ha	62ha	26.50%
3年後の目標 (令和6年度末)	233.3ha	46.5ha	19.93%
目標 (令和13年度末)	231.8ha	18.0ha	7.77%

注：(A) は、農地台帳から集計した面積 (B) は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規程による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- イ 農地パトロールや普段の委員会活動等により、遊休農地等の早期発見に努める。
- ウ 農業委員会は、奈良県、奈良担い手・農地サポートセンター等関係機関との連携により、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- エ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積

	管内の農地面積(A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和 3 年度末)	234 ha	25.8 ha	11.03%
3 年後の目標 (令和 6 年度末)	233.3 ha	40.1 ha	17.19%
目標 (令和 13 年度末)	231.8 ha	73.6 ha	31.75%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ア 農業委員会は、地域（1 集落または数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。
- イ 町及びなら担い手・農地サポートセンターとの連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を諮り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、「地域計画」の作成・見直し、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- ウ 農地の貸借制度、農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- エ 農業者との情報交換を活発にし、地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。
- オ 農業委員会は、JA ならけんや農業生産組合連合協議会等の関係団体と協力し、担い手や意欲ある農業者への農地利用の集積・集約に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者取得面積
現状 (令和3年度末)	2件 2.5ha
3年後の目標 (令和6年度末)	5件 3.36ha
目標 (令和13年度末)	12件 7.88ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 町と連携し、大淀町の立地条件や自然環境などの魅力を積極的に発信するとともに、国の支援制度等の助成制度の周知に努め、新規参入を図る。

イ 町や奈良県南部農林振興事務所、なら担い手・農地サポートセンター等と連携し、新規就農や農地借入れ希望等の情報を把握するとともに、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんなどに努めるなど積極的な支援を行う。

ウ 農業委員及び推進員は、参入希望者の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

エ 農業委員会は、JAならけんや農業生産組合連合協議会等の関係団体と協力し、新規参入の促進に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

大淀町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大淀町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力